

売払い仕様書

1 件名

パラジウム地金（板状） 売払

2 物品の品目及び数量

品 目	品 位	数量
パラジウム地金（板状）	純度 99.95%以上	7,640.08g

3 注意事項

- （1）本件売却に関しては、大阪市契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。
- （2）本件売却に際して、売払物品の下見は実施しない。詳細については別紙を確認のうえ、入札に参加すること。
- （3）本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に担当者に問い合わせ、指示をうけること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。
- （4）契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- （5）本契約後の物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- （6）本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

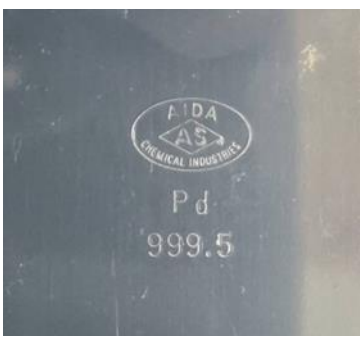
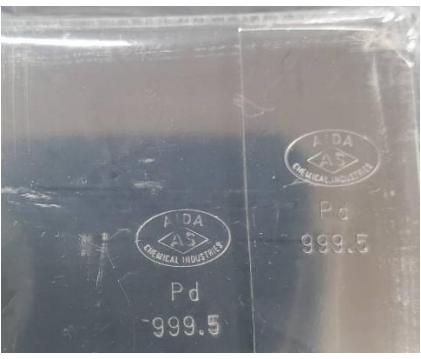
4 引渡し

- （1）売却物品の引渡しについては、契約締結後、契約金の完納を本市が確認した後に行う。
- （2）引渡しの場所及び日時については、契約金の完納を本市が確認した後に、買受人に対し通知する。
引取りに際しては、引取日時等について事前に担当部署と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （3）引取期限は令和7年12月15日とする。
- （4）売却物品を移送するための容器（ハードケース等）は買受人で用意すること。

5 担当部署

大阪市環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園） 担当：佐藤、水島
所在地：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階
電話番号：06-6630-3137

写真 (LoT.No.231101PdPZ0)



分析結果

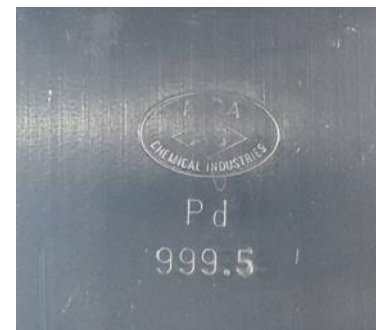
精錬業者：相田化学工業株式会社

分析業者：相田化学工業株式会社

※分析報告書付き、精錬後未開封（LoT.No.231101PdPZ0）

元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)
Ag	2	Fe	4	Pt	19
Al	<1	Ir	<1	Rh	<1
Au	2	K	<1	Ru	<1
Ba	<1	Mg	<1	Sb	<1
Bi	<1	Mn	<1	Si	<1
Ca	<1	Mo	<1	Sn	16
Cd	<1	Na	3	Ti	<1
Co	<1	Ni	<1	W	8
Cr	<1	Pb	<1	Zn	<1
Cu	3	Pd	Matrix	Zr	<1

写真 (LoT.No.240109PdPL2)



分析結果

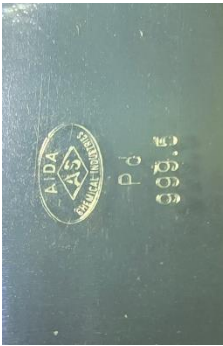
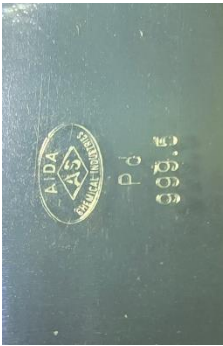
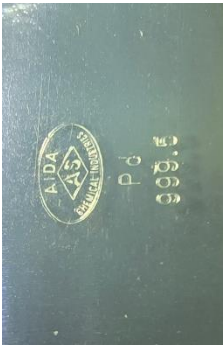
精錬業者：相田化学工業株式会社

分析業者：相田化学工業株式会社

※分析報告書付き、精錬後未開封（LoT.No.240109PdPL2）

元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)
Ag	2	Fe	4	Pt	3
Al	<1	Ir	<1	Rh	<1
Au	28	K	<1	Ru	<1
Ba	<1	Mg	<1	Sb	<1
Bi	<1	Mn	<1	Si	2
Ca	2	Mo	<1	Sn	4
Cd	<1	Na	<1	Ti	<1
Co	<1	Ni	<1	W	<1
Cr	<1	Pb	<1	Zn	<1
Cu	3	Pd	Matrix	Zr	<1

写真 (LoT.No.25-Pd-1)

分析結果

精錬業者：相田化学工業株式会社

分析業者：相田化学工業株式会社

※分析報告書付き、精錬後未開封（LoT.No.25-Pd-1）

元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)
Ag	3	Fe	11	Pt	37
Al	<1	Ir	<1	Rh	<1
Au	5	K	<1	Ru	<1
Ba	<1	Mg	<1	Sb	<1
Bi	<1	Mn	<1	Si	2
Ca	<1	Mo	<1	Sn	8
Cd	<1	Na	<1	Ti	<1
Co	<1	Ni	<1	W	<1
Cr	<1	Pb	<1	Zn	<1
Cu	9	Pd	Matrix	Zr	<1

写真 (LoT.No.250109PdPL1)



分析結果

精錬業者：相田化学工業株式会社

分析業者：相田化学工業株式会社

※分析報告書付き、精錬後未開封 (LoT.No.250109PdPL1)

元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)	元素名	含有率 (ppm wt)
Ag	<1	Fe	2	Pt	5
Al	<1	Ir	<1	Rh	<1
Au	3	K	<1	Ru	<1
Ba	<1	Mg	<1	Sb	<1
Bi	<1	Mn	<1	Si	<1
Ca	<1	Mo	<1	Sn	5
Cd	<1	Na	3	Ti	<1
Co	<1	Ni	<1	W	<1
Cr	<1	Pb	<1	Zn	<1
Cu	30	Pd	Matrix	Zr	<1

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（環境局総務部総務課）に報告しなければならない。

※環境局総務部総務課（連絡先：06-6630-3113）

（発注者：大阪市 受注者：請負者又は受託者）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること